事 務 連 絡 平成 23 年 6 月 14 日

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課厚生労働省保険局高齢者医療課

一部の市町村に住所を有する市町村国保及び後期高齢者医療の 被保険者に係る一部負担金等免除証明書の取扱いについて

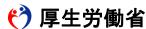
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付け保発0502第3号)第2のIIIの1(3)v及びvi並びに第2のIVの1(3)v及びviに基づき、平成23年6月末までの一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の発行が困難である一部の市町村に住所を有する市町村国保及び後期高齢者医療の被保険者に限り、7月1日以降も当分の間、被保険者証を提示し、被災した旨を申し立てることにより、一部負担金等の支払いを猶予することとしている。これらの被保険者の免除証明書の提示については下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下の保険者及び関係団体への周知徹底等、遺漏のないよう努めていただきたい。

記

以下の市町村に住所を有する市町村国保及び後期高齢者医療の被保険者については、免除証明書の提示が必要となる時期を、平成23年7月1日以降に延期することとしているが、免除証明書の提示が必要となる時期は、以下の表の右欄に掲げる時期であること。

県名	市町村名	延期予定時期	
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、 山田町	平成23年 8月 1日	
宮城県	女川町	平成23年10月 1日	
	南三陸町	平成23年 9月 1日	
福島県	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日	
	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間終了まで 免除証明書は不要	

※仮に、上の延期予定時期に変更が生じる場合には、変更後の延期時期について、 改めて連絡することとする。



## 平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

- 1. 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、従来 通り窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。
- 2. 医療機関等における窓口負担が免除となるためには、 一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方は、<u>平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等</u>の免除証明書の提示が必要となります。

(免除となるのは、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は 平成23年8月31日までを予定)です。)

## 免除の要件

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民 (地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2)以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に 関する指示の対象となっている方
- ※ <u>ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療広</u> <u>城連合にご加入の方で保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、以下の</u> 右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
宮城県	女川町	平成23年10月 1日
	南三陸町	平成23年 9月 1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、 葛尾村、飯舘村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日まで に受けた診療等分までとなります。

## ◎ご加入の医療保険の保険者への 保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者にお願いします。